マージン率の公開資料

エクトミシステム株式会社 許可番号 派 23 - 301561

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 = 労働者派遣に関する料金額の平均額 - 派遣労働者の賃金額の平均額 × 100 労働者派遣に関する料金額の平均額

事業所名	エクトミシステム株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目16番15号 伏見DOビル4階 2024年4月1日~2025年3月31日	
事業所所在地		
期間		
派遣労働者(2025年6月1日付)	13名	
派遣先事業所数	9社	
派遣料金(1日8時間あたりの平均)	¥29,733	
派遣賃金(1日8時間あたりの平均)	¥20,561	
マージン率	30.8%	

マージン率に含まれる費用

社会保険有給休暇費用		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料		
		雇用保険料、労災保険料など事業主の負担分		
		年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)		
事業	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用		
運営	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用		
		(教育訓練・参考図書購入・ビジネスマナー教育・事務管理費等)		
費用	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等		
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益		

*教育訓練に関する事項

ビジネスマナー教育	個人情報保護研修	技術研修
情報セキュリティー教育	安全衛生教育	OJT研修

* キャリアコンサルティング相談窓口

相談窓口: 名古屋本社 電話番号: 052-218-2071

*その他参考と認められる事項

中部アイティ産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

IT ENPO http://www.itkenpo.jp/

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- □ 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和9年3月31日)
 - ・協定労働者の範囲 情報処理・通信業務及びその他の専門的業務に従事する従業員